

扶養認定時に必要な書類一覧表

◎被扶養者の認定条件

認定をうけるための大前提は「主として被保険者の収入によって生計を維持していること」です。また、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上及び障害者は180万円未満）であることが条件となります。

関西ペイント健康保険組合

認 定 対 象 者 の 状 況			認定対象者		同居していなくても認められる人							同居が条件 の人			
					配偶者	子				父母または 祖父母	兄弟姉妹または孫		義父母		
						出生		出生以外			18歳未満	18歳以上			
						配偶者を 扶養して いる	配偶者を 扶養して いない	18歳未満	18歳以上						
必要書類															
認定対象者全員			1	健康保険被扶養者異動届	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			2	被扶養者現況届	●			●	●	●	●	●	●		
			3	所得証明書(収入金額の表示があるもの)	●				●	●		●	●		
			4	住民票(世帯全員分、続柄明記のもの)	●			●	●	●	●	●	●		
就労不能	障害者		『障害者手帳(写)』		○				○	○		○	○		
	療養中		『診断書(就労不能であること明記されているもの)』		○				○	○		○	○		
学生			『在学証明書』又は『有効期限のある学生証(写)』		○				○			○			
就労中			申請日以後1年間の収入が分かるもの(交通費を含む)		○				○	○		○	○		
			『雇用契約書(写)(交通費額の明記のもの)』又は 直近の『給与明細3ヶ月分(写)(交通費額の明記のもの)』												
不就労だが収入有り			直近の『確定申告書(写)』と『収支内訳書(写)』		○				○	○		○	○		
			年金収入	受給中	年金額の分かるもの		○				○	○		○	○
				直近の『年金振込通知書(写)』又は『年金改定通知書(写)』など											
		これから受給する方(59歳以上)	『年金見込み額回答票(写)』又は『ねんきん定期便(写)』		○				○	○		○	○		
退職した			退職日の分かるもの		○				○	○		○	○		
			『離職票(写)』『雇用保険受給資格者証 全頁(写)』		○				○	○		○	○		
			『社会保険(厚生年金・健康保険)資格喪失証明書』		○				○	○		○	○		
			『退職証明書』『源泉徴収票(写)』など、いずれか		○				○	○		○	○		
退職後、任意継続加入			『任意継続保険資格喪失証明書』		○				○	○		○	○		
雇用保険受給終了			『雇用保険受給資格者証 全頁(写)』* 支給終了印のあるもの		○				○	○		○	○		
別居(単身赴任は除く)			送金額が証明できる書類(写)(直近連続6ヶ月以上)						○	○	○	○			

* (写)と記載がないものは原本を提出ください

(●＝必ず提出ください) ○＝認定対象者の状況が該当する場合は提出ください

<その他の状況>

1 父又は母が配偶者と死別および離婚の場合	『戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)』
2 配偶者(出産予定が有る場合)	配偶者の『健康保険資格喪失証明書』
3 子(配偶者を扶養していない場合)	配偶者の直近の『源泉徴収票(写)』

～お願い～

上記の一覧表には、必要最低限な書類のみ掲載しております。
そのため、この掲載書類のみでは状況証明ができない場合は、これ以外の書類が必要なケースがありますので、予めご理解願います。
ご提出いただいた書類は原則返却いたしません。